

2008.03.07：総務財政委員会

「意見書案について」

池田友信委員

それでは、私の方からいろいろ質問させていただきますが、まず中身の質問に入る前に、地方自治法の改正で地方議会において常任委員会の中で直接意見書の提出が可能というふうな形になったわけではありますが、仙台市の議会としてはこの運営ルールがまだ固まっていない状況の中で今回直接出されたというのは初めてであります。

したがって、この進め方についてはいろいろと今後の中で禍根を残さないような形でやっていかなければならないとは思いますが、委員長としてこういう進め方についてどのように思われているのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

委員長

私も議会運営委員会のメンバーでございまして、前回の議会運営委員会でこのことについて取り上げられました。議長のもとに今後のやり方については再度検討するというのでございまして、今回のことについては公明党さんから提案されましたものですから、今回のことはやはり十分な審議をした上で採決をします。今後のことは議会運営委員会、議長のもとで審議されると思いますので、この辺は考えさせていただきたいと思います。

池田友信委員

一つ実績が残ってしまいますから、したがって今回の中での進め方については一方的な形だけの進め方でなくて、やはり十分考えた上で処理の仕方も考えないと、これは出ればこれでこの結果が本会議に持っていかれる状況です。今までは議会運営委員会で調整をして、合意がないと出されなかったわけですから、そういう部分では非常に慎重に取り扱わなければならないと。議長と調整するというのでありますから、十分その辺も配慮してやっていただきたいと思います。

それでは、中身の方に入らせていただきますが、今修正案が出ましたので、前の中身と誤字の問題だけだということですからその辺を踏まえて質問させていただきますが、この道路特定財源については現在国の方で、国会の方で審議中ではありますが、前にも話したように私は国の立場、財源をいかにして確保するかという政府の立場で、あるいはそれを財源を交付されてこれから道路整備を含めた執行をする地方自治体の立場ということだけでこれは論議して決めら

れない、いわば税の出どころ、税の公平さ、あるいは税を負担する納税者の立場を考えた場合に、この制度がこのまま暫定的な形で引き延ばされていいのかどうかということもやはり納税者の市民の声をこの議会の中で、委員会の中で十分論議をしないとしないと私は思います。

したがいまして、そういった立場からぜひこれからの中で提出者に対してお伺いしたいのは、現在のこの納税者の立場ということについてどのように考えておられるのか、まずそこをお伺いします。

鈴木広康委員

納税者の立場でという御質問でございましたので、私の方から今考えている内容をちょっと申し述べさせていただきますと、納税者の視点という部分では市民の負担軽減または国民の負担の軽減、それは市民にとっては歓迎すべきものであるというふうに思っております。

ただし、今回の暫定税率という問題を考えますと、まず減税という部分ですけれども、国民の生活に支障が起きないのであろうかと。また、負担軽減を図るための施策とか、税制にとって最もふさわしいものは何なのかという部分、減税を行った場合にかかる税源、財源はどこで生み出すのかなど、いろいろなこれから歳出にかかわっての部分であるとか、さまざまな議論が必要であると思われま。

しかしながら、4月までという期限を見ますとあと3週間と差し迫った現時点においては、こうした議論というのは今国会内でいろいろと道路財源の部分がやられていますけれども、こうした議論も含め、納税者の視点という部分の議論も含んだ場合には、なかなかまとまり切れないのではないかと。当面は私はこの暫定税率を継続をし、国民生活また国民経済の混乱が避けられるように必要ではあると考えております。

池田友信委員

今の財源の道路特定財源をなくすと、その辺のもと財源の出どころあるいは代替をどういうふうにするのかというのは国が考えることでありまして、納税者の立場ということではないと思うんです。

そういう意味で、提出者と納税者の立場からどんな理解をされているのか含めてちょっと理解を共有するためにも、この道路特定財源というものはどういう税金なんですか。そういうことについてちょっと中身をお伺いいたします。

鈴木広康委員

道路特定財源という部分におきましては、道路を整備するというもとで財源が

設置されたものでありまして、それが国において暫定税率等も設定をさせていただきながら、地方の道路維持管理に伴う税源として地方の方に配付をされているというものであると考えております。

池田友信委員

具体的にどういう税金があって、その税金の税率というのはどういう形になっているんですか。

財政局長

道路特定財源でございますけれども、税目が決まっております、まず揮発油税が国税としてございます。これは暫定税率でリットル当たり48.6円という金額になってございます。

それから、石油ガス税は税率1キログラム当たり17.5円ということでございます。これは暫定税率じゃなく本則税率で課税しております。

次に、自動車重量税でございます。これは暫定税率が、自家用乗用車の場合ということで1年につきまして0.5トン当たり6,300円ということになっております。

それから、地方税でございますけれども、地方税といたしましてはまず軽油引取税、これが一番大きいわけですが、これが暫定税率でリットル当たり32.1円。自動車取得税は暫定税率で、自家用自動車の場合ですが取得価格の5%ということになっています。

このほか、譲与税といたしまして地方道路譲与税、これが揮発油に係るものがございますけれども、暫定税率リットル当たり5.2円。

石油ガス譲与税は先ほどの石油ガス税の譲与分でございます、これは本則税率で17.5円ということで先ほどと同じでございます。

それから、自動車重量譲与税というものがございまして、これも先ほどの自動車重量税の一部が譲与されるというもので、税率としては先ほどと同じということでございます。

池田友信委員

提出者についてはそういうことを私は十分理解の上に、いかにこの税金の暫定性に問題があるのかということ、ぜひこれは理解した上でないと提出するに私は値しないと思うんです。その部分を納税者の立場から考えていった場合に、現在のこの自動車にだけしわ寄せが来ているこの財源について、どのようにやはり提出者は納税者の立場を理解しているのかということ、私は非常にこれは問題が出ているというふうに思います。

したがって、今現在自動車については、取得をする場合、保有する場合、走行する場合とそれぞれ税金がかかっています。そういった税金はもう皆さん承知だと思っんですが、これが何で35年も暫定、暫定として、それに上乗せする増税の部分が加算されなければならないのかということをごひ考えていただきたい。今まさにセントラル自動車がこちらに進出してきて、4,000人からの家族を含めた移動が今考えられておりますが、これからは自動車の製造工場をこれから持つ地域として、その自動車に対する理解を深めたやはり地方議会であり、あるいはこれからの中でこういった意見書についても踏まえた上で出さないと、こういう自動車産業に対する、あるいは自動車を利用しているユーザーの方々の気持ちになってこの暫定税率を継続すべきか改正すべきか、あるいは現在の中で国としてどういうふうに取り組んで、そして地方の道路財源を確保するようにするか、その方法論は国が考えるべきであります。国が提案して、しかし暫定的に延ばしてくれという増税の部分については、当然期限が来たら新しく財源の対策を考えて提案すべきであります。それを暫定、暫定として35年も延び延びにしているところに問題があります。

ですから、そういうことに対しては今までの中でも論議をしています。しかし、期限が来たらぎりぎりやっしまえば地方の自治体が困るだろうと、したがってそれを出させれば国会は通るというふうな一方的な考えが進められてきたのが現状なんです。今までは右肩上がりの経済状況ですから、こういった形の増税に対してはある程度そういう部分で我慢しながら走ってきた。自動車産業も、あるいは自動車を使ういろいろな経済活動についてもやられてきましたが、こう右肩が下がってきて低迷になっている状況ではこの増税というのは大変死活問題なんです。したがって、今やらなければ、そういう形で経済活動を進めている産業なり、あるいは個人のユーザーの方々が現状の中ではもう限度になってきています。

大体今言われた税率の部分で自動車の取得税、重量税、名目は違いますけれども、目的税というのは一つに対して一つの目的であるべきなのに、名称を変えて何種類も、9種類もかかっています。今暫定の部分で対象になっているのが6種類です。これはすべて自動車にかかわる問題です。簡単に言いますと、100万円のダイヤモンドを買えば消費税の1回で済むわけですが、自動車については名目を変えて品を変えて、自動車取得税、重量税、それから消費税、自動車税、軽自動車税、皆そういうふうな形で名目を変えて、走るとなると走っただけで揮発油税、軽油取引税、石油税、それぞれかかるわけです。そういうことに対して上乗せでまた本税から、1.7倍から2.5倍まで増税されているんです。これが暫定なんです。本税はあるんです。本税までなくせということではないんです。増税されている暫定の部分ということに対して、

この辺を提案者はどういうふうに考えますか。

鈴木広康委員

まず、暫定税率が長いのではないかというような部分のお話がありましたので、私の考えということですが、地方の道路整備はおくれている状況にあると考えております。道路整備の維持管理を含め、引き続き十分な財源が必要であると考えれば、具体的にいつまでということは申し上げにくいのでありますけれども、国・地方を通じて道路整備が一段落するまでの間は必要であると考えております。

そうした意味においては、新年度が差し迫った現段階では、まず暫定税率の維持を図り、その上で十分に時間をかけて道路整備のあり方、道路特定財源の問題については議論を行っていけばいいと考えております。

また、先ほど自動車のユーザーという部分のお話がありましたので私の考えをちょっと述べさせていただきますけれども、自動車のユーザーの方々にはこのガソリンが高騰しているという部分で大変な負担をかけているということは存じ上げております。その中におきまして、公共交通機関がない、または病院に行くにも自動車を使う、仕事に行くにも自動車を使う、自動車で買い物に行くという地域は全国にたくさんあります。

その中で、先般国会でも議論をされておりますけれども、自賠責保険の引き下げなど、または高速道路料金の引き下げなどがユーザーの負担軽減ということで訴えさせていただいて、これは実現することになっていると考えております。

そういった部分も加味しながら、しかしながら、地方の道路整備において今必要である暫定税率、そしてこの4月、もう次の予算が執行されるという段階においてはこれをしっかりと地方としても国に対して、国会に対して訴えていかなければならないと考えております。

池田友信委員

いろいろ種類を含めて道路特定財源になっている部分の本税の部分は、ある意味では本来ならば税の公平性ということからいうとおかしな形の税の仕組みになっておるんですけれども、一番肝心なのはその暫定の部分です。

提案者は現在暫定の部分ということの本税と比較してどんな割合でどういうふうな形になっているのか御存じですか。

鈴木広康委員

まず、廃止された場合にという仮定でちょっとお話を私が知る限りにおいてさ

させていただきますと、平成20年度の予算の中で暫定税率が廃止された場合ですけれども、関連の譲与税や交付金という部分では48億円の減収、または地方道路臨時交付金が廃止された場合には66億円の減収ということで、合計で114億円の減収となるというように私も財政の方からは聞いております。

池田友信委員

そういうことを聞いているんじゃないくて、現在の本税から比べて暫定の部分がどういうふうになっているのかと。その暫定を引きずってまた延ばしてくれということですから、納税者、ユーザーから見ればそれは非常に負担増大の状況のままにまた引きずっていくということについて、これは問題ですということなんです。

ですから、その財源についての捻出は国が考えることであって、自動車の例えば取得税が3%から、これは現在は5%、1.7倍が暫定の部分なんです。自動車重量税は0.5トン当たり2,500円のものがあるのが暫定の部分で0.5トン当たり6,300円ということは、2.5倍の部分があるのが暫定で上乗せになっているわけです。ガソリンについては現在リットル当たり24円30銭のものが48円60銭。2倍なんです。それから、地方道路税として地方で徴収される部分については1.2倍、軽油取引税については2.1倍と、その倍率の部分の暫定の部分は戻すべきなんです。

この戻したときの財源の捻出は国が考えなければならない問題なんです。だから、暫定をこのまま引きずっていくということは、それだけ多くの納税者に対する負担を引きずっていくということですから、そういう部分についてぜひ提出者は考えて理解をしていかないと、国の立場、それから地方自治体の立場でのみ意見を出すという、地方の議会から出すということについては、私はそれはあるべき姿ではないというふうに思っています。

お聞きしますが、自動車の場合のこの税関係について、ほかの国と比較してどうなんですか。高いと思っているんですか、安いと思っているんですか。

財政局参事兼税制課長

資料が2006年の6月の政府税制調査会に出されました資料でございますけれども、これに基づきますと、ガソリンの価格で見ますとガソリンの価格の中に税がどれだけ含まれているか、租税負担額の割合でございますと、日本の場合は39.5%となっております。アメリカは13.1%、イギリスは64.2%、ドイツは62.6%、フランスは61.7%、お隣の韓国は57.7%ということで、先進諸外国と比べても高いものとはなってございません。

#### 池田友信委員

私は納税者の立場になって、国のこういう道路財源にかかわるものがいかに高いのかと、いかに暫定の部分が賦課されているのかということ、議会の中でこういう制度を国に要請すべきなんです。そのためには、現状のそういう税率というものがいいのかどうなのかということは国際と比較をしなければ、あるいは今の現在の納税者の立場になってこの高さがいいのかという、そういうことも含めて理解をし、あるいは論議をし、そして意見書を出さないと私はいけないと思います。

本来は意見書を提出する側がそういうことを本当は十分熟知して出していただきたい。そのために暫定の部分を延長してくれだけじゃなくて、中身はどんなのかということ、をぜひ考えていただきたいということも含めて今質問しているんですが、実はこれは国際的な状況で、共通ベースを考えて、今ガソリンの問題だけやっていますが、日本の現在自動車にかかわる税の負担の状況、日本は断トツです。81万4000円。アメリカなんかはぐっと下がっています。イギリス、ドイツにしたって、今ドイツはガソリンから切りかえています、そういう部分で高い部分はありますけれども、自動車にかかわる問題については日本が断トツなんです。こういう状況でいつまでも維持していく状況で、経済の右肩が下がってきた状況の中にこういう税負担を自動車にだけ賦課されるということについては、本来はあるべきじゃない。経済の発展のためにもよくない。活性化し、そして地域の経済に相当貢献する自動車について、やはり正しい税金の取り方と、それから国際的なそういう比較をしながら考えていかないと、今財源がないから自動車から取るのが当たり前という形で暫定を引きずっていくという状況が、そもそもこれはもう時代に対しては逆行していますよということ、をぜひ理解しなければならぬと思うんですが、この状況を見て、提出者、どういうふうに思いますか。

#### 鈴木広康委員

自動車の部分の税金という部分ですけれども、道路特定財源に使われる部分でありますので、これについてはこれからしっかりと十分な時間をかけての議論が私は必要だと思っております。

しかしながら、我々地方の議会の中で今申し上げていますのは、暫定税率ということでありますけれども、先ほども平成20年度の予算の中も見据えた上で言わせていただきました。その中におきますと、114億円というものが暫定税率分が廃止されれば歳入減となるということであり、それは一般財源で補わなければならないという状況になるということになります。

そういう部分におきましては、国においてはしっかりと道路特定財源と

いう部分を含めた、今池田委員がおっしゃったような部分についてしっかり時間をかけてやっていくことは絶対に必要であると思います。しかしながら、現時点においてはこの暫定税率という部分が非常に我々地方においては大事なものであると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔大泉鉄之助委員「議事進行」と呼び、発言を求む。〕

池田友信委員

私はその出す中身がやはり地方に十分理解がされるものを、そういう文面ですべきであって、それに対して異論を含めてよりよいものをつくっていくということは当然議会の中で論議し、そして、それに対して取り組んでいくと。

今回進め方については、私もこういう形の進め方がいいかどうかということについては今後の中で十分議会運営委員会を含めて論議をしなければならないことであろうかと思いますが、現状のままであれば私は出されたものが通っていくような形になると、記録に残るということになる、これは大変一方的なものに残ってしまいますから、我々も意見も言わせてもらうということになるわけでありませう。

続けて、限られた時間の中で大いに質問だけさせてもらいますが、現在この道路特定財源と言われている中で、道路だけじゃなくてほかの用途に使われていることについては提出者は御存じですか。

鈴木広康委員

はい、存じ上げています。

池田友信委員

当局にもちょっとお伺いしたいと思うんですが、例えば19年度の予算で道路特定財源として徴収された部分の中での、いわば一般会計という形で使われている部分として国が表示されたことについて承知していれば御紹介いただきたいと思ひます。

財政局参事兼税制課長

手元にありますのは19年度予算のざくっとしたものでございまして、これによりまずと道路特定財源を受けました国の予算の中に、大半は道路整備等の予算に使われておるわけなんです、19年度予算でいきますとそのほかに用途拡大でありますとか一般財源として使われている部分がございませう。

18年度予算で申し上げますと、道路特定財源の国の総額が3兆4000億円です。そのうち道路整備等に使われていますのが2兆1000億円です。そ

のほか、地方に交付されます地方道路整備臨時交付金が7000億円、これがメインでございます。そのほか、用途の拡充として約3000億円。18年度の補正予算を受けました調整が、これちょっと詳細を承知しておりませんが1500億円。そのほかに一般財源として使われていますのが1800億円という状況になってございます。

#### 池田友信委員

要は道路に使った余った部分が18年度の中でもう既に、私の手元の資料でいくと6164億円。先ほど今当局が言いました公表された国の中でももう既にそういう部分で使っているわけです。だから、足りないからじゃないんです。ある意味では。使い方の問題も中身もあります。

提出者に言いたいのは、現在の中でのそういう一般財源化にも使われている部分もあるという状況の中で、税の制度も変えなければならない問題もある、そういうことの延長をこれから議会として総意で意見書として出すべきなのかということを行っているんでありまして、金額の細かい数字がどうのこうのじゃないんです。そういうことの用途もされている状況に対して、今のこの道路財源、暫定税率の問題を延長していいんですかと、そういう意見書を出しているんですかということをお聞きしたい。

#### 鈴木広康委員

道路財源の中でも一般財源として使われるという部分があると思います。しかしながら、今国の方でという池田委員からのお話がありましたけれども、今ありましたような一般財源で使われている内容のもしかすれば拡大、もしかすれば先ほどありました道路特定財源の中に入っている税の問題についてはしっかりと国の中でもっともっと議論をすべきものだと私も思っておりますけれども、今のこの私が出しました意見書については暫定税率という部分で地方に入ってくる歳入の部分であります。そういう部分におきまして、これが廃止になればということも前提にしながら出ささせていただいた意見書でありますので、我々地方議会においては今の現時点ではこれの歳入が入ってきて、そして予算が4月からしっかりと執行されるということが一番大事な課題であると認識をしております。

#### 池田友信委員

自動車についてはそれぞれ都道府県状況から見ますと、公共交通機関が整備されたり鉄軌道が整備されている地域については非常に少ないのであります。世帯当たりの数からいくと、そういったことが整備されていない地方が世帯当た

りの中では高い状況になっている。いわば地方の自動車を使っている方々の納税からそういう部分で道路整備に使われるというのが現状なんです。

例えば、乗用車の例を見ますと、1世帯当たりのランキングで一番高いのが福井県です。1世帯当たりで1.76台。2位が富山県1.7台、3位が群馬あるいは岐阜、そして山形。宮城は25位です。東北関係の方は断トツに世帯数が高い。ワースト、要するに世帯当たりで低いところは、1番は何といても東京です。0.52台。あるいは大阪が0.7台。それから、神奈川が0.8台等々、結局都市整備がされているところは世帯当たりの台数は少ない。要するに、地方に行けば行くほど1世帯1台じゃなくて、それぞれ必要な状況になっているという状況で、地方が納税が高い、こういう道路財源、暫定税率の問題がありますから、特にそういう部分でそういう地域から出すこういう道路特定財源暫定税率の延長なるものの提出は、私は非常にそぐわないと。要するに、地域の納税者に高い負担をかけることを存続させるということに対して問題があるということについて、先ほど提出者もそれについては問題があるということをも認めたようでありますから、そういうことも含めて意見書について取り下げるといふことの考えはありませんか。

鈴木広康委員

まず、取り下げるかどうかという結論から申し上げますと、取り下げる部分ではないと思っております。

池田友信委員

最後にしますが、こういう先ほども大泉委員からも話がありましたが、ルールが徹底していない中でそれは考えなければならないということを含めて、ある意味では提出者の方で紳士的に取り下げて、そして新たなルールのもとに出すならば出すというふうにするべきであります。そういうこともしないということになると、それは一つの禍根を残すことではあります。そういう考えだけで論議をするのではなくて、別な角度からも論議をしてもらいたいという立場からも後ほど意見書を出させていただいて、そういう形で論議をしてもらうという形にならざるを得ないということでありまして、私の方の質問を終わります。

委員長

起立多数であります。よって、本意見書案を議長あてに提出することに決定いたしました。

次に、安孫子雅浩委員提案の「財源の移譲を含む真の地方分権の推進を求め件」について討論はありませんか。

池田友信委員

これについては十分内容質疑等もなく、皆さんも重々御承知の内容でありまして、また、ここ仙台の議会においてもこの趣旨については全会一致で出している内容と同じ内容のものでありますから、そういう部分でぜひ今の時期に地方における財源確保のための措置をしてほしいという趣旨を入れておりますので、そういう意味で今採決をしていただきたい。

委員長

それでは、まず初めに継続審査についてお諮りいたします。

本意見書案を継続審査と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

池田友信委員

採決をしてくださいというのは、継続よりも採決の方が優先じゃないんですか。

委員長

こっちが優先です。優先します。継続が優先です。

起立多数であります。よって、本案は議長に対して閉会中の継続審査を申し出ることに決定いたしました。

以上で、意見書案について終了いたしました。

次に、閉会中継続審査についてお諮りをいたします。

今ほどの意見書案に合わせて「緊急消防援助隊について」及び「地方税制について」を閉会中も継続して審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕